○川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付要綱

平成27年7月1日 告示第54号

改正 平成28年3月31日告示第31号 平成29年2月9日告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県川辺漕艇場を利用する目的で町内に宿泊する者に対して、その 宿泊に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、スポーツと文化の 振興による観光交流人口の拡大を図り、もって本町の活性化に資することを目的とする。 この補助金の交付に関しては、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号。以下 「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象となる者は、団体又は個人が行う岐阜県川辺漕艇場を利用したスポーツ、 文化、教育活動等の大会又は研修の参加者及び関係者その他観光を目的とした者で、岐阜 県川辺漕艇場又は町内にある旅館業法(昭和23年法律第138号)に定める宿泊施設に宿泊を した者とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
 - (1) 政治的活動を目的とするもの
 - (2) 宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、次の各号による。ただし、1人1泊当たりの宿泊費が各号に定めた金額に満たない場合の補助金額は、その宿泊費に延べ宿泊数を乗じて得た額とする。
 - (1) 岐阜県川辺漕艇場に宿泊したときは、宿泊1人1泊当たり500円に延べ宿泊数を乗じて 得た額とする。
 - (2) 町内にある旅館業法(昭和23年法律第138号)に定める宿泊施設に宿泊したときは、宿 泊1人1泊当たり1,000円に延べ宿泊数を乗じて得た額とする

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体又は個人(以下「申請者」という。)は、川辺町

宿泊誘致推進事業補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 宿泊後30日以内に町長に提出しなければならない。なお、規則第11条による実績報告書の 提出は、申請書の提出によりなされたものとみなす。

- (1) 宿泊証明書(様式第2号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実 地調査を行い、補助金の額を確定し、交付を決定するものとする。

(決定涌知)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、確定した額を補助金の交付決定を受けた者(以下「被補助者」という。)の 請求(様式第4号)により交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第8条 町長は、被補助者が宿泊に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 法令又は規則に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 町長の指示に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消し部分に関し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第31号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月9日告示第13号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

川辺町長様

申請者 所在地(住所) 氏名(名称) (代表者) 即 電話番号

川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付申請及び実績報告書

川辺町宿泊誘致推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり川辺町 宿泊誘致推進事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請し ます。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の実施期間 年 月 日~ 年 月 日

3 宿泊施設の名称

4 延べ宿泊数 泊

5 添付書類

(1) 宿泊証明書……(様式第2号)

様式第2号(第4条関係)

宿泊証明書

氏名 (団体名)					
宿泊者	別紙「宿泊者名	名簿」のと	おり		
滞在期間		年 年	月月	日から 日まで	
		年	月	日	人
		年	月	日	人
宿泊日・宿泊人数	2	年	月	日	人
		年	月	日	人
		年	月	日	人
	延宿泊人数				人
宿泊料					円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設所在地: 宿泊施設名称:

宿泊施設代表者: 印

(電話: 担当者:)

別紙

宿泊者名簿

No.	氏 名	宿泊の目的	泊 数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
		小 計	泊

様式第3号(第6条関係)

 川 第 号

 年 月 日

様

川辺町長

川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宿泊誘致推進事業補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)しましたので、川辺町宿泊誘致 推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

1 交付金額 円

(却下理由)

条 件

- 1 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業に係る証拠書類とともに5年間保存すること。
- 3 交付した補助金については、その使途及び経理状況について町の監査を受けることがある。

様式第4号(第7条関係)

川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付請求書

一金				

これは、平成 年 月 日付け、川 第 号をもって、交付決定のあった補助金

川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

川辺町長 様

所在地(住所) 氏名(名称) (代表者名) ®

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

					1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
金	融格	幾 関	名		
同	店	舗	名		本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預	金	種	目	1 普通	2 当座 3 その他()
口	座	番	号		
П	座名	名 義	人	フリガナ	

注意事項 団体の場合は団体の口座又は団体の口座を管理する人の口座 を記入してください。 様式第1号(第4条関係) 様式第2号(第4条関係) 様式第3号(第6条関係) 様式第4号(第7条関係)